

第4章

次代を担う人材を育むまちづくり

高め合い、仲間をひろげる **学びの森** を育てよう



ともにめざす学びの森の姿

指標名	現況	年度		目標	年度	備考
延長保育事業の実施園数	8園	H17	▶	13園	H23	
一時保育事業の実施園数	3園	H17	▶	5園	H23	
学童保育所の数	14カ所	H17	▶	20カ所	H23	
病後児保育事業（施設型）の実施園数	未実施	H18	▶	1園	H23	
児童生徒の長期欠席率	小学校 0.64% 中学校 3.05%	H17	▶	小学校 0.3% 中学校 2.8%	H23	
耐震補強整備が完了した義務教育施設数	校舎 24校 体育館 26館	H17	▶	校舎 28校 体育館 29館	H23	全32校・館
図書館の年間貸出冊数	1,128千冊	H17	▶	1,500千冊	H23	
総合型地域スポーツクラブの数	5団体	H17	▶	7団体	H23	
市史の編さん地域の数	5地域	H18	▶	7地域	H23	全7地域

1 安心して子どもを生み・育てられる環境づくり

現状と課題

全国的な少子化の流れに対応するため、国においては、平成11（1999）年度に「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」を策定し、平成15（2003）年度には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境整備を図るため、次世代育成支援対策推進法が成立・公布されました。本市においても少子化は避けられない状況にあり、若い世代が家庭や子育てに夢を持ち、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりが求められています。

このような中、本市では、平成16（2004）年度に「東近江市次世代育成支援対策地域行動計画」を策定し取り組みを進めており、今後は総合的な視点から子育ての支援施策を推進することが重要です。

本市には、公立12園、私立6園の保育園があり、乳児保育や一時保育、延長保育など、多様な保育ニーズに合わせた保育サービスを実施しています。また、地域に開かれた保育園として、世代間交流など地域の特性に応じた保育活動を推進しています。今後とも地域の保育ニーズに対応できるよう、多様で良質な保育サービスの充実を図る必要があります。また、保育と幼稚園教育に対する保護者のニーズが近づいてきているため、施設の一体化や認定こども園の導入などを含め、それぞれの特徴や役割を相互に発揮できるよう運営体系を見直すとともに、連携の強化を図っていく必要があります。

学童保育については、市内14学童保育所（公設民営12、民設民営2）において、放課後留守家庭の児童を対象に、生活の安全確保と児童の健全育成に努めています。今後は、文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業が連携した「放課後子どもプラン」の活用も図りながら、未設置地域については、学童保育の需要に合わせてその解消に努めなければなりません。

また、市内には7ヵ所の子育て支援センターがあり、育児相談や子育て情報の提供など地域に合った事業の展開により、子育て家庭を支援しています。今後は、それぞれの子育て支援センターのさらなる機能強化に努めるとともに、ファミリーサポートセンターなど地域で子育てをサポートする仕組みづくりを進める必要があります。

子どもたちの成長にとって、乳幼児期からの正しい食習慣は、生きていくうえでの基本であり、一日三食をきちんと取れる環境が大切です。特に朝ごはんは、一日の活動の源といえます。正しい食習慣は、子どもたちの健全な成長を支え、豊かな人間性を育むうえで重要であり、保育園、幼稚園、小中学校と保護者や地域の連携のもとに、食育を推進する必要があります。

一方、少子化、核家族化の進行や共働き世帯の増加に加え、地域のコミュニティ意識が希薄化してきており、育児の孤立化を招くとともに、子育てに不安や悩みを抱える親が増えています。また近年、児童虐待の増加や子どもたちの間でのいじめ等が深刻な社会問題となっており、これに対する速やかな対策が緊急かつ重要な課題となっています。これらの課題に対応するため、生命の大切さを見つめ直すとともに、人と人との深いつながりを取り戻すことをめざして、家族、地域社会での人間関係の再構築を図っていく必要があります。



保育園の活動風景

保育園の状況

区 分	園 数 (園)	保育士数 (人)	園 児 数(人)				
			総数	3歳未満	3歳	4歳	5歳
公立保育園	12	189	915	236	233	224	222
私立保育園	6	104	683	207	158	168	150
合 計	18	293	1,598	443	391	392	372

資料：幼児課（平成18年4月1日現在）

基本的方向

「東近江市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づき、総合的、計画的に少子化対策に取り組む、若い世代が家庭や子育てに夢を持ち、誇りと喜びを実感できる社会の実現に向けた環境づくりに努めます。

多様で良質な保育サービスの提供や幼稚園と保育園の連携、子育て支援ネットワークづくり、児童館活動や学童保育への支援など、子どもを安心して生み、育てられる環境の整備に取り組みます。子どもが心身ともに健やかに育つよう「食育」を推進するとともに、家庭教育に関する学習機会や相談事業の充実、豊かな人間性を育むための環境整備、児童虐待の防止等に取り組みます。

市民の取り組み

子育てサークルなどに積極的に参加して、子育て仲間との交流を広げましょう。

家事や育児に対して、男女がともに協力しましょう。

子どもの基本的な生活習慣の形成に努めましょう。

子どもたちが自然環境に親しむ機会を創出し、戸外で遊ぶ環境をつくりましょう。

子育てボランティア活動などに積極的に協力しましょう。

行政の取り組み

1 総合的な子ども施策の推進

子どもたちが自分の個性を活かし、心豊かに育つことができる地域づくりを進めるため、「(仮称)東近江市こども条例」を制定し、その普及・啓発に努めます。

すべての子育てで家庭に対して適切な支援ができるよう、関係機関・団体などとの連携や市民との協働による子育て支援ネットワークの形成など、総合的な支援システムの確立に努めます。

2 保育サービスの充実と幼稚園・保育園の連携

多様な保育需要や児童数など地域の現状や動向を踏まえて、施設の増改築や保育定数の拡大により待機児童の解消を図るとともに、特別保育（一時保育、延長保育、低年齢児保育、障害児保育等）及び病後児保育の充実に努めます。

幼稚園と保育園の連携による一体的、総合的な整備計画を策定し、計画的な整備に取り組むと

もに、認定こども園の導入も含めた運営体系の見直しを検討します。

3 学童保育への支援

「放課後子どもプラン」の推進を図る中で、地域の必要性に応じて、地域主体の学童保育所の開設や運営を支援します。

4 子育て支援ネットワークづくり

子育て支援センターの機能強化を図り、ネットワークの体制を整えるとともに、子育てサポート（ファミリーサポートセンター事業）への取り組みに努めます。

子育てを支援するボランティアの育成を図ります。

子育てサークルなど、子育ての楽しさや喜びを共有できる機会の充実を図ります。

5 親と子がともに育つ地域での支援

地域の子育て支援の一拠点である児童館活動の充実とともに、子育て中の親や子育てサークルが地域で交流し、相談できる場所の確保に努めます。

子どもたちの身近な遊び場である児童遊園の整備や既存施設の有効活用などにより、子どもたちが自由にのびのびと遊べる環境づくりを進めます。

6 子育て家庭への支援

多様な悩みを抱え、支援を必要とする家庭に対して、育児訪問支援の充実を図るなど、関係機関が連携して、個々の生活実態に応じた支援体制の整備を図ります。

乳幼児の通院・入院に係る医療費の助成を拡充します。

7 食育の推進

子どもたちが健全な食生活を送れるよう、保育園、幼稚園、小中学校等において、保護者への食に関する知識の普及・啓発を進めます。

子どもたちが自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送る能力を育てるため、食育の推進を図ります。

8 児童虐待防止への取り組みの推進

保健・医療・福祉や教育、警察など関係機関とより一層の連携を深め、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応のための支援体制の充実を図ります。

日常生活の中での見守り活動など、地域との連携を深め、地域社会全体で児童虐待を防止する環境をつくります。

要保護児童対策地域協議会の設置による体制強化を図り、児童虐待や非行児童の問題などへの対応の充実に努めます。

2 教育環境の充実と青少年の健全育成

現状と課題

次代を担う子どもたちが、自らの個性を伸ばし、「生きる力」を育む教育が求められています。本市には、市立の小学校が23校と中学校が9校、私立の中学校が1校あります。市立の小中学校では、「心豊かでたくましい子どもの育成」を基本に、児童生徒や地域の現状などをふまえ、学校教育目標に沿った教育課程を編成し、特色ある学校づくりを推進しています。こうした中、各学校では地域住民の協力による郷土学習・体験的学習の実施や、授業の工夫改善を進め、少人数学級編制や少人数指導等によるきめ細かな指導を展開しています。また、時代に対応した教育内容として、コンピュータを活用した情報教育や外国語指導助手（ALT）などによる英語教育を進めています。今後は、教育内容のより一層の充実を図るとともに、教職員の指導力の向上に努め、子どもたちが「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育をさらに推進する必要があります。

幼児期は、子どもたちが生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。市内の幼稚園、保育園では、学校教育全体における生活や学習のための基盤づくりと、子どもたちの健やかな育ちをめざして、自然体験や社会体験の豊かな保育を進めており、今後とも幼児のたくましく生きる力と豊かな心の育成に努める必要があります。また、幼稚園における3歳児保育については、現在の実施状況や保護者のニーズを踏まえ、その方針を決定する必要があります。

学校給食については、現在、旧市町ごとのシステム（自校方式・センター方式）で行っていますが、学校給食基本計画に基づき、すべての幼稚園、小中学校への給食拡大に向けて取り組みを進めています。子どもたちの成長にとって、正しい食習慣は生きていくうえでの基本となります。「朝ごはんをしっかりとり」「夕食は家族と一緒に食べる」など、家庭の役割が大切であり、家庭と学校などの連携のもとに食育を推進する必要があります。

一方、各小中学校や幼稚園の施設については老朽化が進んでいるものも少なくなく、計画的な整備を進める時期にきています。特に幼稚園では、給食の導入や3歳児保育の実施への対応と併せて、認定こども園も視野に入れた施設整備が必要となっています。

近年、いじめによる自殺などが深刻な社会問題となっている中で、子どもたちの悩みや心配ごとの的確に把握し対応するため、各小中学校で校内教育相談体制を整備するとともに、保護者の心配ごとにも対応しています。今後は、公的な相談専門機関を中核とした相談事業のネットワークづくりが必要となっています。また、合併により広域化した本市にあっては、子どもたちの身近なところに相談窓口を確保する必要があります。さらに、子どもたちが安全で安心して、学び、生活できる環境づくりが求められています。

次代を担う青少年が心身とも健やかでたくましく成長することは市民の願いです。このため、本市では、青少年の非行防止・社会活動への支援や青少年を取り巻く社会環境の浄化、明るい家庭づくりについての取り組みを、関係団体などとの連携により実施しています。今後は、行政や家庭・学校・企業はもとより、地域に根ざした青少年育成市民会議などの関係団体が、それぞれの機能を高めつつ連携し、子どもの安全確保や青少年を取り巻く課題解決に向け、総合的な取り組みを推進する必要があります。

幼稚園の状況

園数 (園)	教諭数 (人)	学級数 (学級)	園児数 (人)	
23	198	93	計	2,176
			男	1,120
			女	1,056

資料：学校基本調査（平成18年5月1日現在）

小学校の状況

学校数 (校)	教員数 (人)	学級数 (学級)	児童数(人)							
			学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	総数
23	448	306	計	1,299	1,250	1,289	1,201	1,213	1,228	7,480
			男	659	623	649	633	625	629	3,818
			女	640	627	640	568	588	599	3,662

資料：学校基本調査（平成18年5月1日現在）

中学校の状況

学校数 (校)	教員数 (人)	学級数 (学級)	生徒数(人)				
			学年	1年	2年	3年	総数
10	259	127	計	1,156	1,188	1,241	3,585
			男	581	625	642	1,848
			女	575	563	599	1,737

資料：学校基本調査（平成18年5月1日現在）

 基本的方向

児童生徒の確かな学力を育み、豊かな心を培い、体力向上と健全育成をめざすため、学校教育の一層の充実を図るとともに、郷土学習や体験的学習を教育課程に位置づけ、地域との連携により開かれた・特色ある学校・園づくりを進めます。

国際化・情報化の進展や環境意識の高まりなど社会情勢の変化に対応するため、英語教育や環境教育を推進するとともに、コンピュータを活用した情報教育の充実や情報ネットワークを利用した市内学校間の交流などを進めます。

幼稚園から中学校まで、栄養のバランスがとれた安全でおいしい学校給食を提供するとともに、食育を推進することにより、食と健康、マナーを考え、自然の恵みに感謝できる児童生徒の育成に努めます。

家庭、学校、地域の連携により、児童生徒の安全・安心対策を進めます。

将来の児童生徒数の推移や施設の老朽度、耐震診断等を総合的に判断する中で、幼稚園、小中学校の整備計画を策定し、計画に基づく改築・改修により快適な学習環境の整備を進めます。

「子どもセンター・子ども相談室」を教育相談の中核機関と位置づけ、各小中学校や関係機関とのネットワークによる連携強化により相談体制の充実を図ります。特に不登校児童生徒やいじめの実態に即した取り組みを進めます。

青少年の健全育成に向け、「たくましく未来を切り拓く東近江の子どもの育成」を基本に、家庭、学校、地域等が一体となった総合的な取り組みを進めるとともに、地域の教育力向上をめざします。

市民の取り組み

子どもの教育を学校まかせにせず、家庭や地域でも学校や教育について話し合しましょう。

学校の環境美化や子どもの見守り活動へ、自分なりにできることで参加しましょう。

まちの宝である子どもたちの学習に役立つよう、知識・技能や場所など提供できるものがあれば協力しましょう。

行政の取り組み

1 幼児・児童・生徒の育成

就学前の子どもたちすべてに幼児教育と小学校教育の学びの連続性を重視した幼児教育の充実に努めます。

豊かな「あそび」の充実と幼児の主体性を重視した教育を推進します。

基礎・基本の徹底と、指導方法の工夫改善により確かな学力の定着に努めるとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

自然や芸術・文化を理解する豊かな感受性を養う情操教育を推進するとともに、社会生活のルールを守り、倫理観や思いやりの心など豊かな人間性を育む教育を推進します。

児童生徒の実態を把握するとともに、教職員研修体制の充実により、指導力及び資質の向上を図り、児童生徒の心身の健全育成に努めます。

2 教育内容の充実

郷土学習資料の有効な活用や、地域との連携による郷土学習、体験学習により、開かれた・特色ある学校・園づくりを推進します。

コンピュータを活用した情報教育の充実を図ります。

環境に関する地域の素材を活かした学習など環境教育の推進を図ります。

A L Tの有効活用により英語教育や英語活動の推進を図ります。

情報ネットワークを利用した市内学校間の交流や教育情報の共有化などを進めます。

外国籍の児童生徒への支援に努めるとともに、国際交流都市への派遣など交流を通じて国際社会に貢献できる態度や能力を養成します。



小学校での相撲大会

3 特別支援教育の推進

学校・園における特別支援教育の充実を図ります。
 発達障害に対応する教育相談体制の充実を図ります。
 児童生徒の個々の障害に応じた家庭での支援を進めます。

4 学校給食の充実と食育の推進

学校給食基本計画に基づき、共同調理場や学校施設の整備、食材購入システムや献立の工夫改善及び衛生管理の徹底を図り、民間活力も導入しながら市内統一して安全・安心な学校給食を実施します。
 学校給食や教育課程において、食への知識と関心を深める学習・指導を促進します。
 学校給食への地場農産物の利用拡大や行事食・郷土食の導入により、子どもたちの食に対する感謝の心の醸成と伝統的な食文化への理解の充実に努めます。

5 児童生徒の安全・安心施策の充実

児童生徒の安全・安心を高める学校施設整備や安全教育を進めます。
 放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、放課後子どもプランの取り組みを進めます。
 家庭、学校、地域等が連携し、地域社会全体で児童生徒の安全確保に努めます。

6 教育環境の充実

校舎の耐震化を図るとともに、小中学校の整備計画の策定により、校舎などの計画的な改築・改修整備を実施し、快適な学習環境の整備を進めます。
 幼稚園と保育園の一体的・総合的な整備計画を策定し、一体化施設や認定こども園などの計画的な整備に取り組みます。

7 教育相談体制の充実

面接相談や適応指導教室の実施により、児童生徒の悩みごとや子どもの成長などに関する保護者の抱える課題の解決を支援します。
 訪問教育相談の実施により、各学校の教育相談や教職員への支援を行い、教育相談体制の充実を図ります。



小学校の授業風景

各学校や関係機関との連携強化による相談体制の充実に努めます。

8 青少年の健全育成

家庭、学校、地域のもつ教育的機能の充実に努めるとともに、三者の連携を強化し、地域の教育力の向上を図ります。

青少年育成市民会議をはじめとする青少年育成団体や関係機関との連携により、地域社会における青少年を取り巻く環境の浄化と青少年の非行防止に取り組みます。

青少年の自立支援に関する情報の収集と提供に努めるなど、ニートといわれる若者などへの就労支援や自己の確立を促す取り組みを進めます。

青少年育成組織や各地区地域教育協議会の活動を支援します。

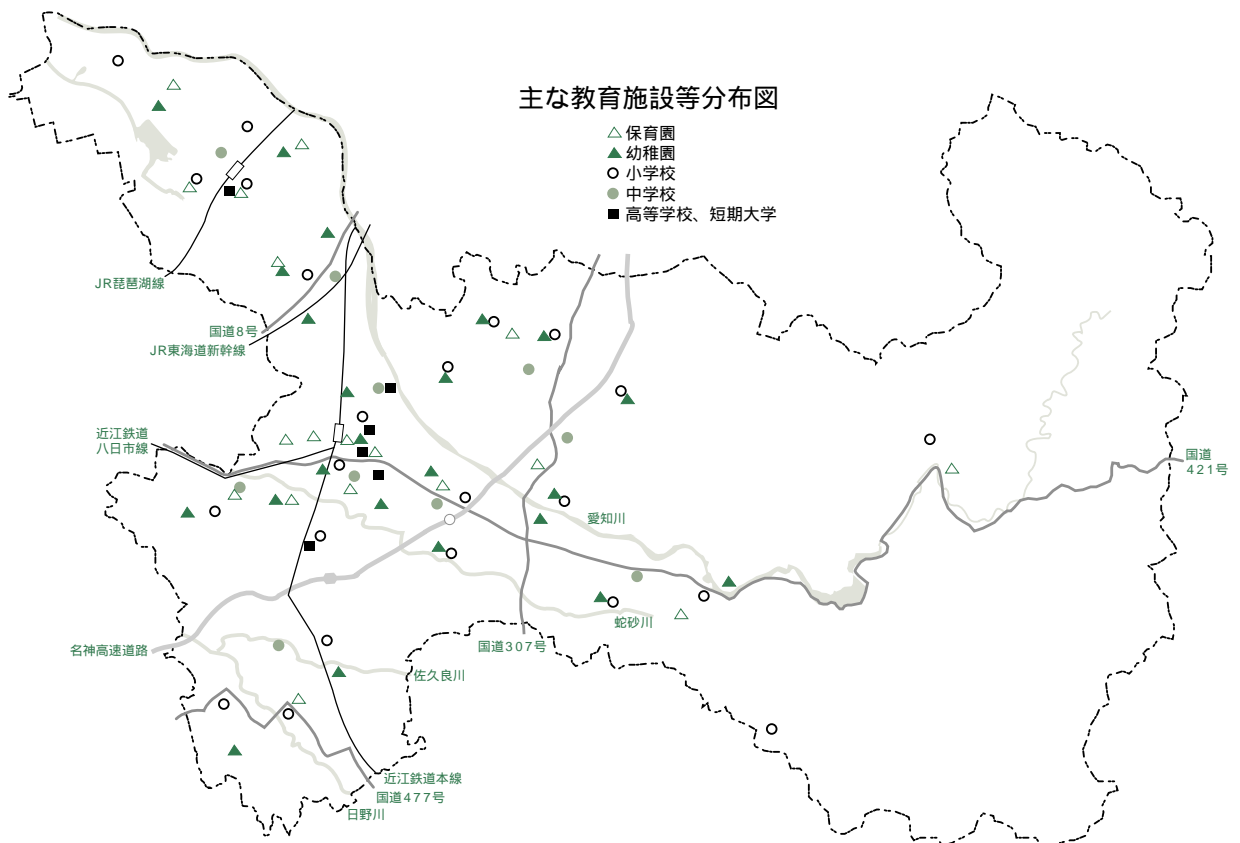
青少年の健全育成が、まちづくり協議会の体制の中に位置づけされるよう働きかけるとともに、その活動を支援します。

9 高校、高等教育機関の充実

学生・生徒の選択機会の拡充や市民の学習機会の充実を図るための教育環境の整備を支援します。

地域に開かれた高校、高等教育機関への取り組みを支援します。

学と官の連携を図り、多面的なまちづくりでの協働を推進します。



3 生涯にわたる学習機会の充実

現状と課題

生涯にわたって学習し、それを活かす市民主体の生涯学習は、一人ひとりの暮らしを豊かにするとともに、まちづくりの基盤ともなります。情報化や少子高齢化が進み、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化するのに伴い、本市でも、生涯にわたる多様な学習機会を求める市民ニーズが高まりを見せています。

こうした中、本市では、市民大学において各ジャンルから専門講師を迎え、幅広い学習機会を市民に提供するとともに、生涯学習出前講座や公民館等における学習機会の提供を行っています。さらに、学習情報誌やケーブルテレビなどによる各種の情報提供など、市民のニーズに応じた取り組みを進めています。しかし、合併により市域が広範囲となったことから、市民に広く学習機会を提供するためには、開催時間などの配慮や中高年者などが参加しやすい工夫とともに、情報提供の充実が必要です。

図書館については、市民の求める資料や情報を提供することにより、一人ひとりの生涯にわたる学習を保障することをめざし、6図書館、1公民館図書室と3台の移動図書館の連携により運営しています。また、平成18(2006)年よりコンピュータ・ネットワークを形成し、蔵書検索や資料の提供面で市民の利便性の向上に努めています。しかし、地域により利用状況に偏差があり、幅広く魅力ある資料の充実を図りながら、各図書館(室)の活性化と市内全域サービスの充実に向けたシステム整備が必要となっています。

また、今後は図書館や地域の特性を活かした博物館、体験・学習施設の連携を深め、有効な活用を図るとともに、市民の生涯学習拠点となる機能の整備を図ることが必要です。さらに、文化活動・生涯学習活動を支える人材の育成や、学習環境と学習機会の一層の充実を図る必要があります。そして、文化芸術にふれる機会の提供や文化芸術にかかる団体の育成・支援など、文化芸術の振興を図る必要があります。

一方、健康志向の高まりや交流機会を求めるニーズなどを受けて、市民のスポーツに対する関心が高まっています。本市では、旧市町を単位とした総合型地域スポーツクラブが、地域に根ざした活動を展開するとともに、体育協会やスポーツ少年団などへの支援を行っています。さらに、体育指導委員によるニュースポーツやレクリエーション活動の出前講座などにより、市民の健康・体力づくりや市民交流を推進するなど、生涯スポーツの振興に努めています。今後は、総合型地域スポーツクラブに対する市民の理解を深めていくとともに、社会体育関係団体の協力体制の強化とスポーツリーダーとなれる若年層の指導者の発掘・育成が必要です。

スポーツ環境については、学校体育施設を地域のスポーツ活動に開放するとともに、ホームページなどを通じた情報提供やスポーツ施設のネットワーク化によって、市民がスポーツに親しむ機会の提供と各施設の利用を促進しています。一方、市内各地域には各種のスポーツ施設が整備されており、また、平成22(2010)年度までの完成をめざして、布引運動公園の多目的グラウンド、陸上競技場の整備を進めてい

図書館の利用状況

図書館(室)数	蔵書数 (冊)	貸出冊数 (冊)	1人あたり貸出 冊数(冊/年)
7	880,981	1,128,054	9.6

資料：各図書館（平成18年3月31日現在）
注：貸出冊数は平成17年度。

ます。今後は、これらのスポーツ施設の有効かつ効率的な利用の促進と老朽化が進んでいる施設の計画的な改修が必要です。

基本的方向

市民の多様な学習ニーズに的確に対応するため、市民大学や出前講座など市民が主体的に学べる学習機会の充実や質の高い学習情報の提供に努めます。また、その経験を活かして地域活動や仲間づくりが進むよう支援します。

公民館などの施設の有効利用や連携を図るとともに、地域の特色をもった博物館や体験・学習施設の連携を図り、地域の自然環境や歴史文化における体験・学習を進めるなど、より身近で気軽に親しむことができる学習環境の充実に努めます。

市民の生涯学習活動の拠点として、市民活動総合拠点施設に生涯学習センター機能の整備を図ります。

図書館については、自己能力の開発や子育て支援、地域課題の解決など、生涯にわたる学習に役立つ資料や情報の提供を的確に進めるとともに、全域サービスに向けたシステムを整備します。また、将来を担う子どもへのサービスを重視します。

市民主体の生涯スポーツの柱として、総合型地域スポーツクラブの育成を位置づけ、社会体育関係団体や学校などとの連携を図りながら、市民の健康・体力づくりに向けた各種スポーツ・レクリエーション活動の支援と、それらの活動を通じた交流の促進を図ります。

市民の取り組み

自分を高めるため、図書館をはじめ様々な施設を活用し、生涯にわたって学びの姿勢をもちましょう。

生涯学習で学んだことを地域のまちづくりに活かしたり、仲間づくりをしましょう。

文化芸術にふれ、心豊かな暮らしを楽しみましょう。

自分にあったスポーツ活動を楽しみ、健康や体力の維持・増進に努めましょう。

知識・経験や熱意のある人は、スポーツ活動の指導者やリーダーとして地域に貢献しましょう。



元旦健康マラソン

行政の取り組み

1 生涯学習体制の充実

市民主体の生涯学習の推進と地域のまちづくりの拠点として公民館活動の充実に努めます。
 広報紙やホームページ、ケーブルテレビなどを通じて質の高い学習情報の提供に努めます。
 市民活動総合拠点施設において、生涯学習センター機能の整備を図ります。
 公民館などの施設の連携・協力と有効活用を図るとともに、市民の学習ニーズに応じた学習機会の充実に努めます。
 生涯学習を支える人材の発掘と育成に努めます。

2 図書館の充実

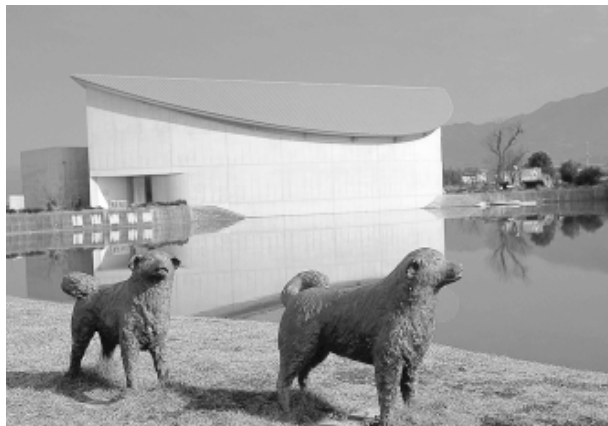
市内のどこに住んでいても良好な図書館サービスが受けられるよう、図書館、図書室、移動図書館を適切に配置し、全域サービスを進めます。
 蔵書計画に沿って豊富で魅力的な資料の収集・整備を行い、蔵書の充実に図ります。
 地域の課題解決に必要な郷土資料や多文化・国際化に対応できる資料、行政資料などの充実を図り、市民が主役となるまちづくりに役立つサービスを展開します。
 図書館で開催する行事や各種資料の提供を通して、子どもの頃から読書に親しめる環境づくりを進めます。
 図書館が人とのふれ合いや心のうるおいの場としての役割を果たせるよう、環境づくりを進めます。

3 地域の体験・学習施設の活用

「西堀榮三郎記念探検の殿堂」をはじめ、学びの原点でもある体験や学習機能をもつ施設の連携を図るとともに、積極的な活用促進を図ります。
 木地師発祥の地に位置する「(仮称)木地師やまの子の家」の活用を図ります。
 自然に関する体験・学習や憩いの場として、「河辺いきものの森」の積極的な活用を図ります。

4 文化芸術の振興

芸術文化祭をはじめとする文化芸術活動の充実に努めます。
 市民に文化芸術活動などの場を提供する施設の整備充実に努めます。
 文化芸術にかかる団体などの育成・支援を行います。



西堀榮三郎記念 探検の殿堂

5 生涯スポーツの振興

総合型地域スポーツクラブに対する市民の理解を深めるとともに、総合型地域スポーツクラブが地域に根ざしたスポーツ活動拠点となるよう支援します。

体育指導委員による出前講座などにより、市民の健康づくりやスポーツ交流の推進、高齢者・障害者スポーツ活動などの促進を図ります。

全市一体となったスポーツ振興の取り組みを進めるため、社会体育団体・体育指導委員・総合型地域スポーツクラブの連携強化を図ります。

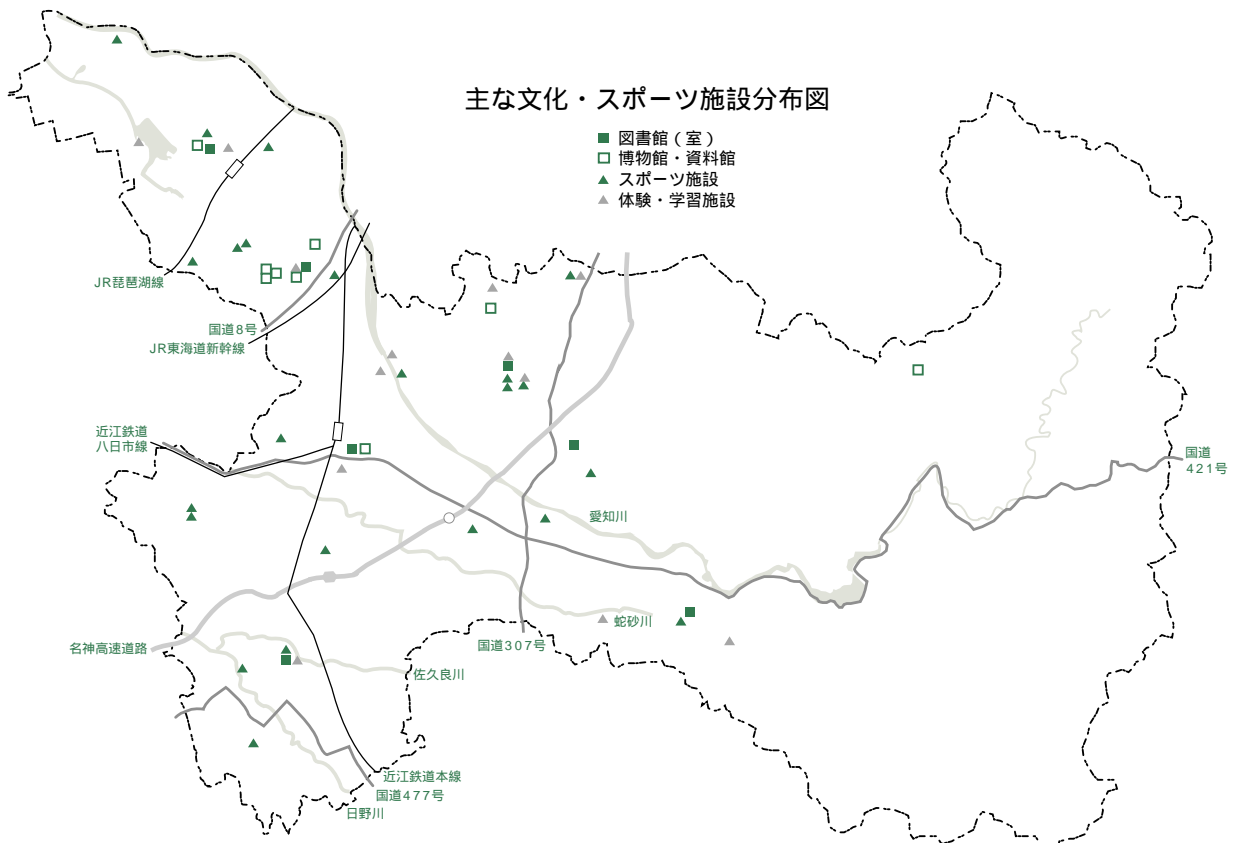
市民の競技志向や健康志向に対応できるよう、国・県登録のスポーツリーダーの活用や地域のスポーツリーダーとなれる若年層の発掘と育成を図ります。

6 スポーツ環境の充実

地域のスポーツ活動施設として、学校体育施設の開放を進めます。

スポーツ施設については計画的に整備を進めることとし、中核的な施設である布引運動公園について平成22(2010)年度までの完成をめざします。

ホームページやケーブルテレビをはじめとする幅広い手法により、様々なスポーツ情報を提供することで、市民がスポーツに親しむ機会の充実を図ります。



4 地域文化の保存・継承と活用

現状と課題

文化は、豊かな自然環境や人々の長い営みの中で育まれてきた地域固有の歴史文化や生活文化から芸術文化まで、人々に楽しさや感動、精神的なやすらぎをもたらし、人生を豊かにするとともに豊かな人間性かん養し、創造力を育むものです。これらの地域文化を市民が共有、享受できる機会や場所を提供していくことが大切です。

本市には、国指定の天然記念物「ハナノキ」をはじめとして、国指定の重要建造物がある百済寺や石塔寺などから埋蔵文化財まで多種多様な文化財があります。指定文化財の数（国登録有形文化財を含む）は311件（平成18年4月1日現在）にのぼり、文化財の多い滋賀県下でも大津市に次いで豊富な地域となっています。私たちは、先人によって残されたこれらの貴重な歴史文化遺産を、後世に継承していかなければなりません。本市では、文化財の適切な保存に努めていますが、未指定文化財の調査や指定文化財台帳の整備が十分でない状況にあり、今後も計画的な取り組みが必要です。

近江商人の面影を感じさせる五個荘金堂町の伝統的な町並みについては、伝統的建造物群保存事業により建物の修理・修景や防災など適切な保存に努めています。今後は、地域が主体となった保存の取り組みに向けての体制づくりとプランの見直しが必要です。また、指定文化財の建造物については、防災設備の設置やその建造物の修理など維持管理への補助により保存に努めていますが、一部に防災設備未設置のものがあり、今後の対応が必要です。さらに、無形文化財については、民俗芸能の保存団体育成のほか、祭礼行事や伝統風習についても調査し、継承のために必要な支援に努めており、今後も継続的に取り組む必要があります。

湖東歴史民俗資料館や埋蔵文化財センターにおいては、民俗文化財や郷土資料、埋蔵文化財などを数多く収蔵するとともに、郷土学習に活用しています。また、広く市民への普及を図るため、子どもたち向けの学習講座の開催や、文化財をめぐるウォークラリーを行うなど、学習支援プログラムの開発や広報活動に努めています。今後は、市民が地域の歴史文化への関心を高めるための啓発に努めるとともに、市民ボランティアなどの参加を得ながら、適切な保存管理と活用を図るための体制や環境整備が必要です。

市史・町史の編さんについては、旧市町の段階で進められてきましたが、旧愛東町と旧能登川町が未編さんとなっています。先人の営みの様子を今に伝える貴重な歴史資料・民俗資料などが消滅・散逸するおそれもあることから、失われつつある郷土の歴史や文化を調査研究し、その成果を後世に伝える必要があります。

一方、大正11（1922）年、本市には陸軍航空隊が設置され、太平洋戦争終結までの24年間、「飛行場の町」として全国に知られ、当時の歴史を物語る「掩体壕^{えんたいごう}」など、多くの戦争遺跡が現存します。滋賀県は、戦争の悲惨さや無益さを次代に正しく伝え、平和の尊さを学び、世界の恒久平和を希求する「平和祈念館（仮称）」を本市に建設するとしており、本市では建設事業に協力するため、立地環境を整備するとともに戦跡の保存・継承を進めることとしています。

🌿 基本的方向

文化財保護に関するマスタープランを策定するとともに、文化財管理体制の充実を図り、歴史的まち並みの保存と有形・無形の各種文化財の適切な保存・活用に努めます。

文化財ボランティアなどの育成を図るとともに、地域の歴史文化についての普及啓発活動を進め、市民が主体となって歴史文化を守り、親しむまちづくりをめざします。

地域で催されている祭礼行事や地域の伝統文化について、市民とともに保存継承に努めます。

市民が身近な地域文化にふれることにより、心豊かな市民生活の創造をめざします。

世界の恒久平和を願い、平和の素晴らしさを実感し、平和を語り継ぐ場として、平和祈念館（仮称）の設置を推進します。

🌿 市民の取り組み

郷土の歴史文化を学び、ふるさとの明日を考えましょう。

今日まで受け継がれてきた貴重なふるさとの歴史文化に親しみましょう。

かけがえのないふるさとの歴史文化を大切にし、その保存活動に協力しましょう。

🌿 行政の取り組み

1 文化財の保護

文化財保護に関するマスタープランを策定し、文化財の計画的な保護に努めます。

文化財管理体制の整備充実を図り、専門的なコーディネートによる保護・活用に努めます。

伝統的建造物群については、地域との調整を図りながら今後の保存方針を明確にし、適切な保存を図ります。未指定文化財調査の実施や指定文化財台帳の整備により、市内に所在する文化財の全容把握に努め、防災・防犯面など適切な文化財の保護を図ります。

2 文化財ボランティアなどの育成

自らが地域の歴史文化に親しむとともに、多くの市民が親しむことを支援する文化財ボランティアなどの育成を図ります。

市民の参加による文化財の保存・活用に向けた体制・環境整備を検討します。

3 文化財の普及・活用

地域の特性を活かした文化財探訪ルートの設定や、学習支援プログラムの提供など、学校教育をはじめ、社



五個荘金堂町の町並み

会教育や地域における郷土・歴史学習への支援の充実を図ります。

ケーブルテレビを活用するなど、映像による普及啓発事業に努め、広く一般に文化財愛護思想の高揚を図ります。

文化財に関する資料や書籍などの刊行を行います。

4 地域の伝統文化や祭礼行事の保存・継承

現代社会において保存・継承が難しい祭礼行事や伝統文化については、映像記録など適切な記録保存に向け市民とともに取り組みます。

民俗芸能保存会の育成・支援を図ります。

無形の文化財である伝統技術の継承に対して支援します。

5 市史編さん事業の実施

失われつつある郷土の歴史や文化を後世に伝えるため、旧町史、市史編さん事業を進めます。

6 平和祈念館（仮称）の設置推進

平和を学び、祈念する場にふさわしい立地環境の整備を図り、施設の設置に協力します。

貴重な戦跡を保存・継承し、平和学習に活用します。



石塔寺

